

長野県看護大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県看護大学動物実験規程(以下「本学動物実験規程」という。)第5条第2項に基づき長野県看護大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は次の事項について調査及び審議する。

- (1) 動物実験計画書の申請及び審査に関すること。
- (2) 動物実験の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び動物実験の飼養保管状況に関すること。
- (4) 自己点検・評価に関すること。
- (5) 動物実験の適正な実施のための必要事項に関すること。
- (6) その他、学長の諮問に関すること。

2 委員会は実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者を対象として教育訓練のための講習会を開催する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者5名以内をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して見識を有する者 1名以上
- (2) 実験動物に関して見識を有する者 1名以上
- (3) その他学識経験を有する者 1名以上

2 前項の委員は学長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会を招集しなければならない。

- (1) 学長から要求があったとき
- (2) 教授会から要求があったとき
- (3) 委員の過半数から要求があったとき
- (4) 委員長が必要と認めたとき

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議決は、原則として出席委員の全員一致による。ただし、全員一致が得られない場合には委員総数の過半数の賛成による。

3 委員は、自らが実験責任者となる動物実験計画書の審議に加わることができない。

(構成委員以外の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて本学内者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この規程の運用、解釈について、疑義が生じたときは、教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。